

資料C

第3期 紀の川市子ども・子育て支援事業計画 策定スケジュール(案)

		令和5年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ニ ー ズ 調 査	子ども・子育て会議					○				○					○
	関連資料・データの収集・分析														
	調査票内容検討														
	住民意識調査の実施・分析														
	基礎調査結果とりまとめ														

		令和6年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計 画 策 定	子ども・子育て会議				○		○				○				○
	現行施策の評価分析検証/庁内関係課ヒアリング														
	事業量見込・質等算出														
	計画骨子案(課題・理念・施策方針等)の作成														
	計画素案の作成・内容協議														
	パブリックコメントの実施														
	計画全体案としての最終調整・納品														

※『子ども・子育て支援法』第61条第1項の規定に基づき、「第3期 紀の川市子ども・子育て支援事業計画」をR5～R6年度にかけて策定する。
会議にて審議しながら、R5年度は子育て家庭の実態や子育て支援策のニーズを把握するための調査を行い、R6年度はその調査をもとに計画を策定する。

『子ども・子育て支援法』

第五章 子ども・子育て支援事業計画

第六十一条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。